

第7回鳥取地方裁判所委員会及び第7回鳥取
家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成18年9月28日（木）午後1時30分～午後4時10分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

柏木徹（家裁委員），古賀輝郎（地裁委員），眞田亮子（家裁委員），高取憲一郎（家裁委員），野口勝久（地・家裁委員），福田仁志（地裁委員），松尾昭彦（家裁委員），水野武（地・家裁委員），三田三香子（地・家裁委員），村上一枝（地裁委員），森中栄（地裁委員），安田寿朗（地・家裁委員），吉岡通子（家裁委員）

（事務担当者等）

地裁：妹尾次男事務局長，垣屋憲雄民事訟廷管理官，高森雅弘鳥取簡裁庶務課長

家裁：池田晶夫事務局長，安井毅訟廷管理官，渡辺明彦総務課長，石川光生総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) テーマについて
- (2) 次回の開催について
- (3) その他

5 議事

- (1) 各委員の紹介
- (2) テーマについて

テーマは「市民が利用しやすい裁判所づくりについて」とし，まず裁判所か

ら、各委員に事前配布した資料（民事・家事関係の各種手続案内リーフレット及び定型申立書用紙等）に基づき、利用頻度の高い民事、家事関係の手続について説明を行った。

続いて、委員による民事受付（1階民事受付センター）、家事受付（3階家裁書記官室）及び家事相談室の見学を行った。

以上の説明及び見学を踏まえ、テーマについて意見交換を行った（発言要旨等は別紙のとおり）。

(3) 次回の開催について

ア 地家裁合同で開催する。

イ 開催日時は、平成19年2月26日（月）午後1時30分とする。

ウ テーマは、「裁判所の広報の在り方について」とする。

(4) その他

議事概要の確定方法について定めた。

以 上

(別紙)

テーマに関する発言要旨等

A 委員 特定調停手続についてタッチパネルで説明するようになっているが、労働審判制度の利用の仕方についても、タッチパネルを導入してはどうか。労働審判は、経営者側と労働者側の審判員と裁判官とで審理され、公平さ、説得力があり、3回の期日で結審して審判することになるので、簡易、迅速で利用しやすい制度である。賃金の未払いや解雇が増えてきている中で、この制度はもっと周知される必要がある。タッチパネルのような定型なものを作っておけば、利用しやすいと思う。新しい制度であればあるほど、早めに浸透させないといけない。家事関係では、DV(ドメスティック・バイオレンス)について必要ではないか。

また、家裁の調停で暴力の心配があることが分かったときは、保護命令の説明を行い、地裁への申立てをする場合には地裁に引き継ぐということなので、そういう相談もできるんだということが、市民に分かるような方法を考えないといけない。裁判所がそうした新しい機能を身につけているのは、需要と必要があるからなので、それに対応する案内、プレゼンテーションの方法を考えたほうがいいのではないか。

B 委員 DVの対応については、地方裁判所、家庭裁判所で非常に頑張ってもらっている。10年位前と比べたら数段の違いがあり、随分配慮してもらっている。このような配慮をしてもらえるということが分かると、安心して、もう一歩が踏み出せると思う。地裁と家裁の連携についてもしっかりとお願いしたい。他県でのことだが、家裁に離婚調停を、地裁に保護命令を同時に申し立てたところ、家裁と地裁の間で意思の疎通ができておらず、家裁の調停が先に行われ、第1回の調停で夫が「離婚する」と言ったということで、地裁の保護命令申立ては必要がなくなったので取り下げるように言われて取り下げたが、その後、夫の後追いが非常に激しい状態があった

ようだ。

C 委員 今回のテーマの「市民が利用しやすい裁判所づくり」について、以前と比べればずいぶん利用しやすくなったと思うが、まだまだ裁判所は一般市民にとって敷居が高いと思う。裁判所に来たら、いろいろと説明したり、書き方を説明したりしてもらえるが、裁判所に行くまでが問題だと思う。今回、事前配布されたリーフレットやパンフレットは、ここに来れば手に入るが、公民館などの公共施設等にも備え置いて、多くの人が触れることができたらいいと思う。

D 委員 裁判所の手続のPRとしては、インターネットの裁判所のホームページを見てもらえば、手続の入口部分の説明がある。それ以外には、法の日週間の行事などでPRを行っているが、委員の発言を聞くと、まだまだ不十分かもしれない。

A 委員 手続説明のタッチパネルについては、受付には人がいるのだから、その人に聞けば足りると思う。タッチパネルは裁判所にあってもいいが、本当は街の中に置くべきではないか。インターネットは貧困層は使えないが、トラブルに巻き込まれたり、人権侵害を受けるのは貧困層だ。

E 委員 裁判所に来ればいろいろなものがあるというのは分かるが、「市民が利用しやすい裁判所」といえば、まず裁判所に来てもらうことだ。労働審判制度については、裁判所に来る前に、まず国の労働局とか、県に行かれると思う。そちらの方で裁判所のことをPRしてはどうか。

垣屋管理官 労働審判制度のリーフレットは、関係機関にお配りして、備え置いている。また今年6月には、民事部主任書記官が労働審判制度についての説明に行っている。

F 委員 一般の市民は、事前配布資料のようなパンフレットを読んでいない。私も初めて読んだ。地方裁判所や家庭裁判所でどのようなことをやっているのか、知らない人が多いと思う。最初に問題が生じたときに、どこに行っ

たらよいか迷うと思う。

委員長 これからは法テラスへ行っていただき、法テラスで裁判所に行った方がよいと助言されれば、裁判所に行くことになる。法テラスもせっかくできた新しい制度なので、利用していただきたいと思う。

C委員 裁判所は裁判をするところ、判決を受けるところというイメージが強い。こういういろいろな相談に応じていることを認識してもらうほうがいいのではないか。

G委員 裁判所は敷居が高いという言葉が全てを物語っており、それを低くする方法を考えないといけない。裁判所の敷居が高いことが、ある意味で日本の社会にとって抑止力となっているのかもしれないが、今は悩んでいる人に、裁判所に行けばいいことになるんだよ、ということを知らせてあげないといけないと思うので、やはり宣伝不足だと思う。例えば法テラスでは電話相談を行うが、裁判所も、何かあったら裁判所へ電話連絡をしてもらい、その相談なら鳥取の裁判所へ行ってください、といったようなコールセンターのような組織をつくってはどうか。せっかくこうした手続があるのだから、それを活かす方法、宣伝する方法を考えたらどうか。

A委員 裁判員制度で行ったようなシンポジウムを、「裁判所の使い方」というような内容で、地裁が主催して、新日本海新聞社とタイアップして行うとか、ケーブルテレビで座談会を行うとか、試みにやってみられたらどうか。

D委員 法教育によって、司法や裁判所について学生の段階から知り、社会人になり問題が起こったときには、今度できる法テラスへ相談することになる。法テラスへ行けば、どこに行けば法律的に解決するのに一番よいのかが紹介してもらえ、その中で裁判所が紹介される。せっかくできた制度だから、法テラスを活用するのが一番効率のよい方法だと思う。

H委員 架空請求詐欺については、消費生活センターで相談に応じる等を市報や県政だよりに載せてPRをされていると思う。裁判所も同じように、市報

等に載せてPRすると、結構市民や県民の目に触れるのではないかと思います。

A 委員 県民だより等に司法コーナーという枠を作ってもらって、何か載せていくということはどうか。方針を決めて、新しい制度を広める、便利な手続を紹介する等してはどうか。

E 委員 日本海新聞に、2週間か3週間に一度、県の統計のページがあるが、あのような企画物で、企画が通れば、月に1回くらい裁判所のしくみとか、上手な裁判所の活用方法とかを掲載をしてもらえばどうか。

I 委員 前回もこの場で裁判員制度のPRという話も出たが、その後、裁判所の方が当社の方に来られたという話も聴いていない。せっかく委員会でいろいろ話が出ているので、参考にすることはもちろんだが、実際に取り入れていくことが大事だと思う。前にも市民にアンケートを取ったらどうかという話がでていたが、その後実際にどうなったか報告されていない。今まで出た意見をどう活用していくのかの報告もしていただきたい。

委員長 アンケートの件は、県の外郭団体と接触したが、費用が高額だった。その後最高裁が別にアンケートを実施したこともあり、また予算の関係もあって断念した。確かに、今まで出た意見をどう活用したかを正式に書面で報告したことはないと思う。

H 委員 新聞やテレビなどのマスメディアは結構お金がかかるので、あまりお金のかからない公的なところで、例えば市報とか県民だよりに載せてもらうとか、あるいは印刷物を作って市報とか県民だよりに一緒に折り込んでもらうのがよいと思う。

A 委員 司法の活用の仕方とか、司法と市民生活といったタイトルで、日本海新聞に企画として取り上げてもらい、週に1回でも連載してもらうのはどうか。

I 委員 新日本海新聞社の編集の方にちゃんとした企画を持って話に来てもらえば、不可能ではないと思う。私は報道の方ではないので詳しいことは分か

らないが、取材をしてほしいときには持ち込みをされるけれども、こちらが取材をすると、例えば写真は撮れないとか、取材を拒否されるということもあるとのことで、PRをしにくいといった現状があるように見える。裁判所にはもう少し敷居を低くして、PRしたいという気持ちがあるのであれば、そのあたりをもう一度考え直してもらいたい。新聞はもちろんテレビでも、取材の依頼をされても映像が撮れないのであればPRにならないと思う。

J 委員 AED（自動体外式除細動器）を使ってもらうのに、人々に使用方法を知ってもらわないといけないが、それを広めるにあたり、指導員を作り地区の公民館に出掛けて講習会を開いており、それで大分広がったと思っている。法テラスもあるが、困ったときに市民の方が裁判所に来れるというのは、口コミが最も効果的な方法ではないかと思う。困っているときには裁判所に行けばいいということの講演会を、各公民館で行うのが一番効果的かと思う。時間はかかるが、あまりお金も掛からない。

A 委員 口コミにしても、誰がどういう風にやった方がいいのか、練り込まないと難しいと思うが、市民に裁判所の利用方法を知ってもらうために、どういう方法が一番いいのか、鳥取方式を考えてみたい。それが広がれば素晴らしいことだ。

C 委員 先ほど学校教育の話があったが、子どもが知識を得てだんだん大きくなっていき、認識していくことを考え、子どもたちに期待している。先ほど見せてもらった相談室の中に、久松小学校の子どもが書いた絵を飾っていたが、そうした絵を募集するというのはどうか。その中で、使えるイラストは使っていくとか、いろいろな絵を掛けているとか、そういうことを通じて、子どもたちが小さいときから裁判所を身近なものとして認識していくことに役立てないかと思う。

A 委員 例えば裁判所とか司法について作文を書いてもらって、コンテストして

表彰をしてはどうか。そうすれば裁判所を知らなければ作文は書けないから、夏休みとかに見学に来る、傍聴して刑事事件をみる、というふうに接点を強めることができる。教育委員会とタイアップする等して、懸賞作文をやってみればおもしろいと思う。

C 委員 先ほどの見学の中で感じたのは、部屋の大きさのこともあるが、受付と受付をしている職員以外の職員との間の距離がなく、迫っているような感じだ。来た人は、隠しておきたいと思うことも、他の職員の方に聞かれてしまうし、あるいは監視されているような感じを受けないかなと思った。家裁の受付は、窓際の職員が丁度向かい側に対面で座っていて、ちょっと威圧感があるかなと思った。

H 委員 家裁は廊下を隔てて部屋があるので、用件を聞いたら、相談をその室で行ったらいいと思う。病院でも待合室、中待合室、診察室があるが、中待合室での話はみんな聞こえるので、そこでは話さないようにしている。話が聞こえても、組織の人だからいいというのは、組織側の人の考え方だと思う。建物を変えるわけにいかず、スペースがないのであれば、人が動くしかないのではないか。

A 委員 原則として、個室に通して受付してあげるようにしてはどうか。相談の場合は、プライバシーの要請が優先されるので、他の人から見られるような雰囲気や、聞かれるような状況をなるべく改善するべきだと思う。

委員長 裁判所の立場からいうと、個人で対応するのではなく、管理職を含め組織として対応したいということはある。対応している職員に管理職がうしろから注意することもできるが、別室に入るとそれができなくなる。両方、良い面と悪い面があるが、裁判所としては、チーム、組織として対応したいし、その人がいないと対応できないということのないように、情報を共有したいという面もある。例えば病院でも、情報は医師だけが知っていればいいわけではなく、看護師、保健師、介護の人なども、知っておかない

といけないのではないか。同じ部屋にいたら、何かあったときにすぐに対応できるという面もある。

C 委員 　他の職員と相談者の間が迫っているのだから、何か簡単な衝立とか、軽い物があるといいと思う。

A 委員 　銀行の融資の窓口は、ボックスのようになって、プライバシーが尊重される空間ですよ、という雰囲気を作っている。

D 委員 　相談の関係でいえば、裁判所での相談は、身上相談や法律相談ではなく、手続選択や書類作成の補助という限られたものであることもあって、原則個室にはなっていないと思う。

A 委員 　相談スペースを区切っている裁判所はみたことがないが、利用者がどのように感じるかということを経験的に考えてこなかったからではないか。そういう意見が出たということで、裁判所内で話し合っていたきたい。

K 委員 　スペースの隔離については、私も一番感じたところだ。相談者からみれば、自分の相談を受けてくれているのは目の前の職員であって、他の職員には聞いてもらいたくないと思うだろうし、信頼関係もできないと思う。単に手続だけはオープンの部屋で、それを超えたら別室で、というように振り分けることができないのかなと思った。相談室で対応することになった場合、何か問題があった時に困るという意見が出たが、それは組織の論理であって、相談者からみた発想ではないと思う。上司が部下を指導監督するというのも、相談者からみれば関係のないことだ。私としては、衝立をもう少し高くした、準個室のようにするのが、一番いいのではないかとと思う。

D 委員 　相談者の立場に立っての意見は、大変貴重なものだと思う。ただ、一体何を相談するのか、どういうことをするのかについて、裁判所の方もアピールが足りなかったと思う。個室に入って、手続選別的なことを詳しくやればやるほど、逆に裁判所からこういうアドバイスを受けたのでこうした

のだとか、言われかねない。オープンのところで行うというのは、そうした裁判所の公正さ、公平性からいっても重要なことではないか。受付相談はどういうことをやっているのかということのアピールする重要性を感じた。

C 委員 横長の部屋だから、こういう問題が出るのかもしれない。縦に配置すれば、奥行きができるので、多少改善されるのではないかと思う。

H 委員 相談に来られて、相談者が列をなしているということはないと思う。何人も座って、相談しているというようでもなかったので、入って来た人の配置を仮に90度替えると、スペースができるのではないかと思う。

委員長 職員は相談だけをしている訳ではなく、他の仕事をしており、相談を全部別室ですするというのは負担となる。受付の職員は、相談係ではなく、受付事務の一環として相談を行っているのであるから、その点を誤解されると困る。衝立や部屋の配置の問題は考えたい。限られた人員、限られたスペース、限られた予算の中で、検討したいと思う。

(次回のテーマについて)

A 委員 裁判員制度はしばらく先にして、どういうふうに市民のアクセスを保障するのか、PRとかについてはどうか。私なりのたたき台を作りたい。違う発想を入れることが必要だ。組織の論理が全部悪い訳ではないが、プライバシーに配慮した受付態勢については、個人の利益が基本となると思う。兼ね合いが大切であろう。裁判所の手続で市民に利用価値があるものについて、一般的な広報を議題としてはどうか。

E 委員 I 委員が言われた、過去の委員会の結果、今までこういう意見がでて、どうなったかについて、整理してはどうか。

F 委員 私は少額訴訟や特定調停制度のこと等を知らなかった。こういう手続ができること、気軽に受付に来てください、ということを知らせることでもよいのでは。

C委員　　こういう手続がいろいろあるという広報をするにはどうしたらいいか，
を議題にしてはどうか。

委員長　　では，次回は「裁判所の広報の在り方について」とすることでどうか。

一　同　　賛成。

以　上